

選挙管理委員会事務局

〈監査の結果〉

財務に関する事務処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で留意又は改善を促した。

〈是正改善を要する事項〉

1 契約事務

- (1) 福島県議会議員一般選挙開票所設営等業務委託に係る契約事務において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、随意契約の方法により契約締結しているが、開票所の設営、撤去、清掃、廃棄物処理等の契約の内容及び記載された「本業務に必要な資材やノウハウを有しており、短期の契約期間内でも確実な業務遂行が見込めること」等の理由からは、本契約が施行令で規定している「競争入札に適しない」ものとは認められない。

地方自治法施行令

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

業務内容（契約の内容）

- (1) 体育館用マット敷設・撤去
- (2) 土足用マット敷設・撤去
- (3) テーブル・椅子・卓球台・ベニヤ板等の設置及び撤去
- (4) 清掃業務
- (5) リース

- (6) 廃棄物（ゴミ）の処理
- (7) その他業務の管理・遂行に必要な事項

記載された理由

- ① 本業務に必要な資材やノウハウを有しており、短期の契約期間内でも確実な業務遂行が見込めること。
 - ② 当該業者は、開票所である総合体育館の清掃業務受託業者であり、施設の構造や収納状況を熟知しているため、本業務におけるトラブル等の発生が極めて少ないこと。
 - ③ 当該業者は、廃棄物処理業務も行っており、設営・撤去・清掃・廃棄物処理等の業務を一括して委託することにより、円滑かつ安価な業務執行が見込めること。
- (2) いわき市常磐湯本財産区議会議員一般選挙ポスター掲示設置・撤去業務委託に係る契約事務において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用し、随意契約の方法により契約締結しているが、特別な理由がないにもかかわらず、市財務規則第129条に定める見積書を複数の者から徴収していない。

地方自治法施行令

（随意契約）

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

いわき市財務規則

（予定価格の限度額）

第128条 施行令第167条の2第1項第1号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

（見積書の徴収）

第129条 契約権者は、随意契約に付そうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、契約の内容により2人以上の者から見積書を徴することが困難なとき、又はその必要性がないと認めるときは、この限りでない。

随意契約の事務取扱について（助役決裁）

いわき市財務規則第129条ただし書による2人以上の見積書を徴することを省略することができる範囲を、次のとおり定める。

- 1 国、他の地方公共団体、その他の公共(的)団体、特別の法律により設立された法人及び公益法人と直接契約を締結するとき。
- 2 法令等により価格統制を受ける物品を買入れするとき。
- 3 特許権者、実用新案権者もしくは意匠権者が他人にその実施権を許可しない物品、その他これに類似の特殊物品等で、その製作または販売が特定の者に限られている契約をするとき。
- 4 契約締結後必要を生じたもので、すでに契約した部分と分離することができず、または分離して契約することが不利と認められるとき。
- 5 特に公益上必要と認められるものと直接契約するとき。
- 6 見本、試験のための製造または施行させるとき。
- 7 規格が統一されないもので、見本比較等により契約することが有利なとき。
- 8 予定価格100,000円以下の物品契約および不用品の売却。
- 9 見積書の省略

1件の予定価格30,000円以下で一般的に価格の明示されている物および新聞、雑誌、専売品等で、いずれの業者から購入する場合であっても、その価格に相違がない物を購入する場合については、見積書を省略することができる。